

生活衛生関係営業者の皆様へ

- ・理容業・美容業・クリーニング業・公衆浴場業・ホテル旅館業
- ・興行・鮭商・食肉販売業・社交飲食業・麺類飲食業・喫茶飲食業
- ・料理飲食業・中華料理業・その他飲食店



生活衛生同業組合ご加入のご案内

毎年 11月は、
生活衛生同業組合
による、
「活動推進月間」
です。

“生活衛生同業組合”ってなに？

- 皆様方の営業は、『生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律』という法律で、生活衛生関係営業(生衛業)と呼ばれています。
- 生衛業は、日常生活を営んでいくうえで、欠かすことのできない生活密着型の大事な業種であり、常に道民生活の向上と地域の発展に寄与しています。

営業者の自主的活動団体として 主に次のような事業を行っています。

- (1) 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に関する指導
- (2) 営業施設の設備改善や経営の健全化のための資金のあっせん
- (3) 組合員の営業に関する技術の改善向上に関する事業
- (4) 組合員の福利厚生に関する事業
- (5) 組合員の共済に関する事業

公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センター